

## 第3章

# 健康危機管理体制 の推進

第1節 健康危機管理対策

第2節 感染症対策

第3節 医薬品等の安全確保

第4節 食品の安全確保

第5節 アレルギー疾患対策

第6節 生活衛生対策



### 第3章 健康危機管理体制の推進

#### 第1節 健康危機管理対策

#### 現 状

健康危機とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命や健康の安全を脅かす事態をいいます。グローバル化の進展により、人やモノが多様な経路で高速かつ頻繁に移動するようになった現代、こうした事態に対して、平常時から健康被害の発生予防に努めるとともに、健康被害の発生時には速やかに原因究明、拡大防止、被害回復等を図ることが重要となっています。

西多摩保健所は、地域の関係機関と連携・協力して、新興・再興感染症や大規模食中毒等に対する圏域の健康危機管理体制を推進するため、西多摩健康危機管理対策協議会を設置しています。

#### ■新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザは、鳥インフルエンザがウイルス変異により人から人に容易に感染するようになったものをいい、人に免疫がないため世界的な流行及び社会的な混乱を引き起こすことが懸念されています。

平成24年、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）を制定し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国・自治体・公共機関・事業者等の役割を定めました。

東京都は、従来から独自に策定していた行動計画等について、特措法に基づく見直しを行い、平成25年に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定し、新型インフルエンザ等対策に関する基本方針や発生段階に応じた対応等を定めました。また、平成28年に実際の保健医療現場で必要な具体的な取組内容等を示した「東京都新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」を改定しました。

保健所では、平成20年度から西多摩新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会（以下「ブロック協議会」という。）を設置し、地域の医療機関等関係者とともに新型インフルエンザ等に対する平常時・発生時の対策を推進しています。平成29年3月、ブロック協議会は「西多摩ブロック新型インフルエンザ等感染症地域医療確保計画」（以下「医療確保計画」という。）を改定し、都の新たなガイドラインに基づく医療提供体制や保健所が設置する相談センター等の具体的内容を定めました。

新型インフルエンザ発生時の保健医療体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	新型インフルエンザ 専門外来 （ウイルス検査実施） 陽性(+)      陰性(-)				すべての医療機関が対応 （基本はかかりつけ医）			
	入院	感染症指定 医療機関		一般医療機関への 入院または自宅療養		・小児、重症患者受入 可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用			

また、西多摩圏域の地域特性として他圏域に比べて療養型病院と精神科病院が多いという特徴があることから、ブロック協議会では、医療確保計画の改定とあわせて、これらの病院を主な対象とした診療継続計画（BCP<sup>1</sup>）モデルを策定し、関係医療施設等に配布しました。

市町村においても、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するとともに、新型インフルエンザワクチンの住民接種体制等の整備を進めています。

また、新型インフルエンザ等の発生時に向けて、保健所や医療機関では、定期的に職員を対象に感染症防護服の着脱訓練等を実施しています。

## 課題と今後の取組

### （1）新型インフルエンザ等感染症医療体制の強化

保健所は、ブロック協議会等や患者発生を想定した訓練の実施等により関係医療機関との連携強化を図っていきます。また、医療機関のBCP策定の支援を行います。発生時には、ブロック計画に基づき、情報収集や関係機関への情報提供及び調整・住民相談等の対応を行います。

市町村は、行動計画に基づき、住民予防接種の実施や、情報提供・生活支援等を行います。

医療機関は、発生時に備えたBCPを策定するとともに、訓練の実施や医療資器材の確保等により管理体制を強化します。

### （2）健康被害の未然防止と発生時対応の迅速化

保健所は、健康被害の発生を未然に防ぐため、関係法令に基づき、食品・医薬品・建築物等の効果的な監視指導に努めます。健康危機発生時には健康安全研究センター等関係機関と連携し、迅速な原因究明及び被害拡大防止に努めます。

### （3）情報提供の充実

保健所・市町村は、食品及び医薬品等の安全性や健康影響等に関する情報を、広報誌等を用いて普及啓発します。



西多摩保健所で行った防護服着脱訓練の様子

【重点プラン】 ○新型インフルエンザ対策の推進

【指 標】 □新型インフルエンザ等感染症医療体制の推進

<sup>1</sup> BCP:事業継続計画。災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。

## 第3章 健康危機管理体制の推進

### 第2節 感染症対策

#### 現 状

##### ■ 感染症対策

東京都は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」等に基づき、住民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の発生や流行に備え、感染症の予防、まん延防止、医療提供体制の整備等を推進しています。

保健所は、圏域の発生動向を常に探知するとともに、感染症の発生に際しては、積極的疫学調査<sup>2</sup>を実施し、調査結果を圏域の関係機関に情報提供して感染拡大防止に努めています。特に、西多摩圏域は人口当たりの病院や介護老人福祉施設・介護老人保健施設の数が多いため、集団感染の拡大防止のためには発生の即時探知と迅速な対応が必要となります。保健所は集団感染（疑い）の届出・報告を受けた場合、迅速に調査を実施するとともに、施設管理者や利用者等へ感染予防・拡大防止に関する必要な助言を行っています。また、毎年、病院を対象に院内感染対策に関する感染管理担当者連絡会・研修会を実施するとともに、圏域内の感染症の発生状況を踏まえて、老人保健施設等職員に対する研修会や住民向けの普及啓発を随時行っています。

##### ■ 結核対策

新規登録結核患者は全国的に減少傾向ですが、平成29年の人口10万人当たりの罹患率は全国で13.3、東京都で16.1でした。そこで、国は平成32年（2020年）までに低まん延国化（罹患率10以下）を目標に対策を進めています。

西多摩圏域の罹患率は13.7で、高齢者を中心に新規発生が続いています。高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯は、服薬管理等、家庭内での健康管理が難しいという問題があります。また、外国出生者は、言葉や文化の違いにより予防対策や治療に十分な協力が得られないケースが多く、潜在性結核感染症患者は、自覚症状がなく治療が脱落しやすい傾向にあります。こうした方々の療養生活を支えるためには、関係機関と連携した対応や、治療導入時の十分な説明やリスクアセスメントに基づいたDOTS<sup>3</sup>支援が重要となっています。

また、結核対策においては、海外の高まん延国からの入国者について、健診の受診機会を確保し患者の早期発見・早期治療につなげることが特に重要であるため、東京都は日本語学校を対象に就学生健診を実施するとともに、感染発生時には保健所が学校関係者と連携して受診援助や服薬治療支援を行っています。

##### ■ HIV／エイズ、性感染症

近年、HIV感染症に対する治療薬や治療方法の進歩により、感染者の予後は飛躍的に改善し、HIV感染者は20歳から30歳代、エイズ患者は30歳から40歳代が大きな割合を占めています。一方、予後の改善により、患者の高齢化や長期にわたる服薬治療などに対する対応が課題となっており、保健所は、医療機関や地域の関係機関と連携して患者の療養支援に取り組んでいます。

また、東京都では、保健所や検査センターにおいて、HIVや梅毒・淋菌感染症、

<sup>2</sup> 積極的疫学調査：感染症発生時に患者や接触者から聞き取りや検査を実施し、原因や経路を特定する調査。

<sup>3</sup> DOTS：Direct Observed Treatment, Short-courseの略。服薬を支援者が直接確認することによって治癒率を上げる方法。

クラミジアなど性感染症の検査を実施し、早期発見と受診勧奨に努めています。

## ■ 予防接種

予防接種は、感染症の発症する可能性を減らし、もし発症しても重い症状になるのを防ぐことができます。市町村は、予防接種法に基づく定期予防接種の実施主体として、医師会等関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施に努めています。定期予防接種の対象疾患（A類疾病）は、B型肝炎ワクチンが定期接種化されたことにより、平成28年10月現在、13疾患となっています。

### 課題と今後の取組

#### （1）感染症の予防から発生時の早期対応

保健所は、医療機関と連携を図り、地域のニーズや発生状況に応じた研修や訓練を実施するとともに、地域住民や関係機関に向けて感染症予防の普及啓発や情報発信を積極的に行います。感染症の発生時には、積極的疫学調査等を適切に行い迅速な感染拡大防止に努めます。また、肝炎ウイルス対策として、検査や受検者へ保健指導を行います。

医療機関は、院内感染防止のため、標準予防策・接触感染予防策を徹底します。

学校は、感染症発生時には学校保健安全法に基づき、出席停止や臨時休業等の判断を適切に行うとともに、まん延防止対策を講じます。

#### （2）結核対策の強化

保健所は、老人保健施設等の職員を対象に研修会を実施するなど、高齢者の結核の早期発見、早期治療を支援します。また、潜在性結核感染症患者への健康教育等を通じて服薬の動機づけを強化し、DOTSを実施します。

学校は、保健調査等により児童生徒等の状況を把握し、健康診断を実施します。日本語学校は、法務省が定めた「日本語教育機関の告示基準」に沿って学生の健康診断実施に努めるとともに、有症状者の受診勧奨を行います。

#### （3）HIV／エイズ、性感染症対策の推進

保健所は、市町村や医療機関に向けて性感染症に関する知識の普及啓発を図ります。医療機関や地域の保健・医療・福祉の関係機関と連携して、HIV陽性者の療養支援に取り組みます。

#### （4）予防接種の適切な実施

市町村は、予防接種率の向上に努めるとともに、委託先医療機関等と連携して予防接種を安全かつ確実に実施します。

保健所は、市町村や医療機関等に対し、予防接種の事故事例や安全安心な実施方法に関する情報を収集・発信し、必要に応じて医学的助言を行います。

【重点プラン】 ○結核対策の推進

【指 標】 □西多摩圏域内の結核罹患率（人口10万対）（下げる）

## 第3章 健康危機管理体制の推進

### 第3節 医薬品等の安全確保

#### 現 状

##### ■ 医薬品等の品質・安全性の確保

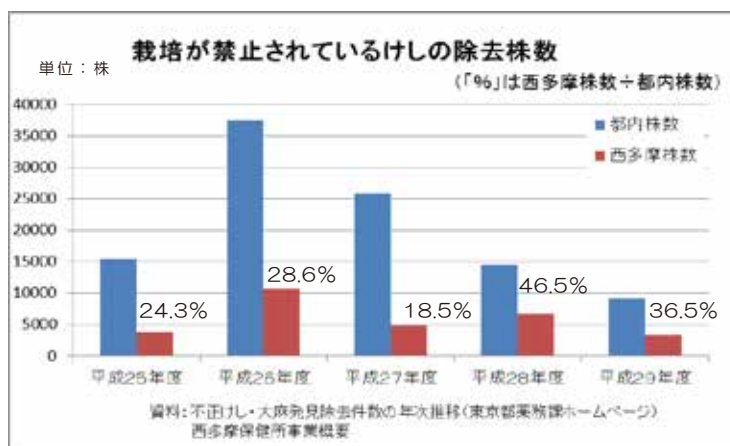
医薬品や医療機器を取り巻く環境は日々変化しており、平成26年11月に、「薬事法」が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」と、その名称を改め、医薬品等の安全性の確保等がさらに図られるようになりました。一方で、平成29年1月に、偽造医薬品が流通するといった医薬品の信頼性を揺るがす事件が発生しました。これを機に流通過程におけるトレーサビリティ<sup>4</sup>のさらなる強化が求められるようになりました。また、平成28年10月から健康サポート薬局<sup>5</sup>届出制度がスタートする等変化の種類も多岐に渡ります。

##### ■ 適切な情報提供体制

東京都内における薬局の数は、平成29年度末時点でおよそ6,600件となっています。西多摩圏域の薬局の数は167件ですが、これらの施設が少ない地域もあります。こうした現状に対し、規制緩和によって一部を除き、インターネット等を利用して医薬品を購入することができるようになりました。また、セルフメディケーション<sup>6</sup>の推進や健康志向の高まりにより、多種多様な医薬品が存在しています。その中で、消費者が適切な情報を入手し、正しい選択ができるよう、医薬品等の販売業者による適切な情報提供が求められています。

##### ■ 薬物乱用防止対策

大麻事犯による全国の検挙者数は平成29年に3,000人を超え、平成30年もその数は増加傾向にあります。また、危険ドラッグ<sup>7</sup>は、監視の強化等により平成27年に都内で販売実店舗がなくなりましたが、未だインターネットを介した危険ドラッグ等の流通が確認されていることから、その脅威は身近なものであると考えられます。



また、春先から初夏にかけては、麻薬の成分を含む栽培が禁止されているけし(以下「不正けし」という。)が、西多摩圏域の市街地でも確認されており、除去株数等は、都内の他の地域と比較しても非常に多くなっています。保健所では、不正けしの除去と地域住民への啓発活動に取り組んでいます。

薬物乱用に手を染めてしまうと、自分の意志でやめることが難しくなってしまうた

<sup>4</sup> トレーサビリティ：製造元や販売先などの記録や情報を記帳・保管し、情報を追跡できるようにすること。

<sup>5</sup> 健康サポート薬局：地域包括ケアシステムの中で、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する薬局。

<sup>6</sup> セルフメディケーション：自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること。

<sup>7</sup> 危険ドラッグ：使用等により、死亡例を含む健康被害を起こす場合があり、麻薬や覚醒剤と同様に危険な薬物。平成26年に「脱法ドラッグ」から「危険ドラッグ」へと呼称が変わった。

め、青少年の早い時期に薬物に対する正しい啓発が必要です。東京都では、学校、市町村教育委員会及び薬物乱用防止推進地区協議会と連携した薬物乱用防止ポスター・標語の募集事業や、地区薬剤師会と連携した薬物乱用防止講師派遣制度<sup>8</sup>など、様々な薬物乱用防止活動を実施しています。

## 課題と今後の取組

### (1) 医薬品等に関連する事業者への監視指導

保健所は、薬局等の医薬品関連事業者に対し計画的に立入検査を行い、実効性の高い監視指導を行い、より確実な医薬品等の品質・安全性の確保を目指します。

地区薬剤師会と保健所は、健康サポート薬局やかかりつけ薬局を普及させ、地域における保健衛生の向上を図ります。

### (2) 適切な情報提供体制の確保

保健所は、薬事講習会等の機会を活用し、薬剤師等の有資格者の資質向上を図り医薬品等が適切な情報と共に消費者に提供される体制を充実させていきます。

地区薬剤師会と保健所は、連携して効果的な情報提供の推進に取り組みます。

### (3) 薬物乱用防止対策

市町村と薬物乱用防止推進地区協議会<sup>9</sup>は、イベント等を活用した薬物乱用防止の普及啓発や、薬物乱用防止ポスター・標語の募集事業<sup>10</sup>に取り組みます。

学校は、薬物乱用防止講師派遣制度等の活用や学校薬剤師との連携により薬物乱用防止教育に取り組みます。

保健所は、関係機関等の要請に応じて、薬物乱用防止に関する啓発資材の貸出や提供を行います。市町村及び薬物乱用防止推進地区協議会との連絡会等により、各地区の活動を支援します。また、巡回による不正けしの発見と除去に努めていきます。住民が不正けしを発見した際には抜かずに、保健所等へ情報提供をする等の適切な対応がとれるように啓発活動にも取り組んでいきます。



学校における薬物乱用防止教育の様子

【重点プラン】 ○医薬品の適正使用の推進

【指 標】 □講習会や監視指導による情報提供の充実

<sup>8</sup> 薬物乱用講師派遣制度：薬物乱用防止教室や講習会に薬物専門講師（主として薬剤師）を派遣する制度のこと。

<sup>9</sup> 薬物乱用防止推進地区協議会：東京都薬物乱用防止指導員（薬物乱用防止を目的とする啓発活動を行うことにより、健康で明るい都民生活を確立することを目的とする）により構成されたもの。都内に48地区ある。

<sup>10</sup> 薬物乱用防止ポスター・標語募集事業：各地区協議会を通じて、薬物乱用防止ポスター・標語の作品募集及び選考・表彰等をするもの。

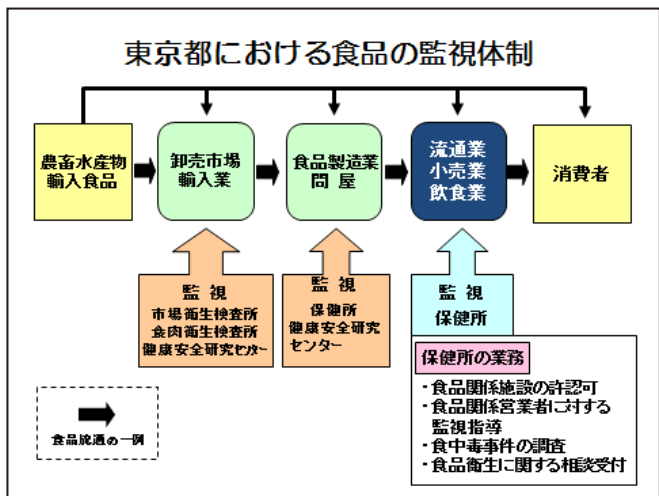
### 第3章 健康危機管理体制の推進

#### 第4節 食品の安全確保

##### 現 状

東京都では東京都食品安全条例に基づき策定した「東京都食品安全推進計画」により、食品の生産から消費までの各段階に対して、保健所・健康安全研究センター・市場衛生検査所及び食肉衛生検査所等が連携して監視を行うことで、食品の安全確保を図っています。

保健所においては、飲食店営業、食品製造業、食品販売業、その他食品関係施設に対して、施設の衛生状況や食品の取扱い等について監視指導計画に基づき監視指導を行っています。

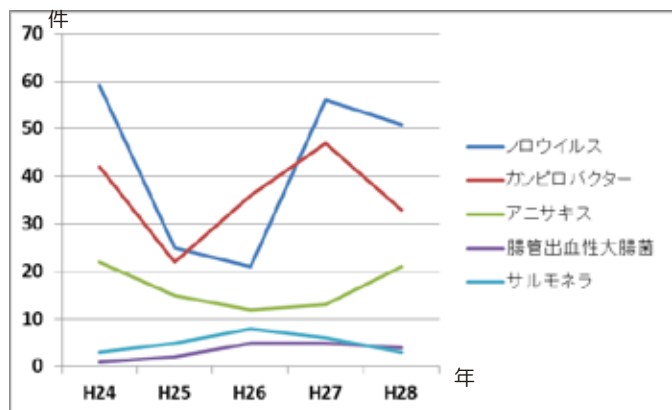


西多摩圏域は、観光地の旅館や社会福祉施設が多く、縁日・祭礼等における臨時出店届出が年間を通してあります。地域特性を踏まえて、山間部・観光地の一斉監視や高齢者施設、乳幼児施設に対する監視指導等について、重点的に取り組んでいます。

##### ■食中毒発生状況

調理従事者を介したノロウイルスによる大規模な食中毒や、加熱不十分な食肉料理や食鳥肉等の生食によるカンピロバクター等の食中毒が多発しています。西多摩圏域においても、平成24年から28年の5年間にかけて、14件の食中毒が発生しており、ノロウイルス食中毒が4件、カンピロバクター食中毒が3件と、東京都全域と同様の傾向を示しています。

都内の食中毒発生件数（主な病因物質）



資料:「平成28年東京都の食中毒概要」(東京都福祉保健局)

また、平成28年度には、圏域内の高齢者施設できゅうりのあえ物を原因とした腸管出血性大腸菌O157食中毒により複数名が死亡する事故が発生しています。

##### ■食品関係事業者の自主的衛生管理

食中毒等のリスクを低減し、都民に安全な食品を提供するためには、食品衛生に関する最新の知見を活用するとともに、より着実な衛生管理システムによる取組が重要です。保健所は、食品関係事業者の自主的な衛生管理体制の強化を支援するために、食品衛生実務講習会を開催しています。また、年2回食品衛生推進会議を開催し、各地域における食品衛生推進員<sup>11</sup>との意見交換、情報交換を実施しています。

<sup>11</sup> 食品衛生推進員：食品等事業者の自主管理の推進及び都が行う食品の安全確保事業の推進に協力する者で、知事が委嘱する。



## ■事業者及び都民に対する情報提供

食品安全基本法において、消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策に意見を表明するよう努めるなど、食品の安全性確保に積極的な役割を果たすことが期待されています。保健所は、地域住民の食品の安全性への関心の高まりに応えるため、適切な情報発信を効果的に進めていく必要があります。また、届出の不要な1回20食未満の小規模な給食供給者等も含め、事業者に対する情報提供が必要です。

## 課題と今後の取組

### (1) 高齢者、乳幼児等の施設における食中毒対策の強化

保健所は、計画的な監視を実施し、食中毒の発生予防と食中毒発生時の的確な被害拡大防止のための指導、助言を行います。チェック表を用いた定期的な監視指導を行うとともに、パンフレット・チラシ等の配布、衛生講習会の実施等により、衛生管理の徹底を図ります。また、重篤な症状を示す腸管出血性大腸菌O157等による食中毒予防のための情報発信を行います。

高齢者・乳幼児施設は、施設内における食中毒の発生防止、被害拡大防止対策の整備を進めていきます。

### (2) 食品関係事業者の自主的衛生管理体制の推進

保健所は、国により全ての食品事業者を対象に制度化が予定されている「HACCP<sup>12</sup>による衛生管理」にスムーズに移行できるよう、食品衛生自主管理認証制度<sup>13</sup>の普及等、事業者の自主的な衛生管理の取組を促進します。また、西多摩食品衛生協会等関係団体（以下「関係団体」という。）や食品衛生推進員との連携により、食品事業者全体の衛生管理を向上していきます。

関係団体は、食品衛生自治指導員<sup>14</sup>を中心とした巡回指導活動による事業者への指導・助言等により、自主的衛生管理の推進を進めていきます。

### (3) 食品の安全に関する理解促進に向けた普及啓発

保健所は、食品衛生に関する普及啓発資材、ホームページ等を通じて、食品の安全に関する情報を適切にわかりやすく、事業者及び地域住民に提供します。

市町村は、広報紙等による食中毒防止の普及啓発を行います。

関係団体は、広く食品衛生の普及啓発を図るため、街頭相談等を通じて食の安全・安心に関する情報提供を行います。

**【重点プラン】** ○高齢者・乳幼児施設における食中毒対策の推進

**【指 標】** □高齢者・乳幼児施設等に対する監視指導の強化

<sup>12</sup> HACCP：「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略称。危害分析・重要管理点。食品の製造工程ごとに危害を分析し、その危害の発生を防止・排除したり、許容できるレベルまで低減することができる工程を重要管理点として特定し、これを重点的に管理することで製品の安全を確保する衛生管理の手法。

<sup>13</sup> 食品衛生自主管理認証制度：食品関係施設における自主的な衛生管理の取組を積極的に評価する制度。事業者からの申請に基づき、施設で行われている衛生管理について、都知事が指定する民間の審査機関が審査し、都が定める基準を満たしている施設を認証し公表することで、食品関係施設全体の衛生水準の向上を図ることを目的としている。

<sup>14</sup> 食品衛生自治指導員：一般社団法人東京都食品衛生協会が委嘱を行い、会員施設における食品衛生の向上と自主的な衛生管理の確立のために活動している。

## 第3章 健康危機管理体制の推進

### 第5節 アレルギー疾患対策

#### 現 状

アレルギー疾患は、気管支喘息やアトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎等、疾患の種類や病態が多様で、症状の悪化と改善を繰り返すことが多く、生活の質に影響を及ぼす慢性疾患です。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーショック<sup>15</sup>など突然の症状悪化により、時に生命に危険が及ぶような例もあります。

東京都が平成11年度から5年ごとに実施している「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」によると、3歳までに何らかのアレルギー疾患があると診断された子供は約4割で推移しており、そのうち食物アレルギー症状がある子供の割合は一貫して増加傾向にあります。また、平成28年度の「花粉症患者実態調査」（10年ごとに実施）では、都内のスギ花粉症の推定有病率は、48.8%で、都民の2人に1人が花粉症であると推計されています。

東京都は、国においてアレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）が成立したことを受けて、平成30年3月に「東京都アレルギー疾患対策推進計画」を策定しました。計画では、これまで都が行ってきたアレルギー疾患対策の取組を3つの「施策の柱」に整理し、多様な対策を展開していくこととしています。適切な自己管理のための普及啓発として、講演会やホームページ「東京都アレルギー情報 navi」や室内環境の総合的なガイドブックである「健康・快適居住環境の指針」による情報提供を行っています。また、アレルギー患者を支援する体制を充実させるため、相談支援等に携わる担当者向けに医療やケアに関する実務的な研修の開催、医療情報の提供を行うとともに、アナフィラキシーショックへの対応をまとめた「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」の配布なども行っています。



東京都アレルギー情報 navi

#### 東京都アレルギー疾患対策の施策体系

##### 施策の柱Ⅰ

適切な自己管理や  
生活環境改善のための  
取組の推進

##### 施策の柱Ⅱ

患者の状態に応じた  
適切な医療やケアを  
提供する体制の整備

##### 施策の柱Ⅲ

生活の質の維持・向上を  
支援する環境づくり

<sup>15</sup> アナフィラキシーショック：アレルギー反応により、血圧が低下し意識レベルの低下や脱力を来すような場合で、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態。

保健所では、幼稚園・保育所など地域の施設を対象にアレルギー教室や栄養管理講習会を実施し、アレルギーの最新情報等を提供しています。また、保育所の栄養士等に対し必要に応じて個別に助言や指導を行っています。さらに、アレルギー物質（小麦、そば、落花生、乳、卵、えび、かに）の表示が義務付けられている加工食品を取り扱う食品の製造施設や販売施設などへの監視指導を実施しています。

また、花粉の飛散開始時期や飛散数等の情報を把握する調査地点の一つとして、スギ、ヒノキ等の飛散花粉数を計測しています。また、ダニやカビ等室内アレルゲン<sup>16</sup>に関する相談にも対応しています。

西多摩圏域においては、食物アレルギーの患者や家族を支援する取組が各機関で行われています。給食数が100食以上の保育所では全ての施設が幼児のアレルギーについて把握し、そのうち約98%の保育所で食物アレルギー対応の給食を提供しています。学校でも児童生徒の状況は把握され、給食への配慮やアナフィラキシーショックの症状が出たときの対応について研修が行われています。

## 課題と今後の取組

### （1）適切な自己管理のための普及啓発の推進

市町村及び保健所は、住民にアレルギーに関する自己管理や生活環境改善のための知識の普及啓発に努めます。

保健所は、飲食店等が消費者に対してアレルギーに関する適切な情報提供をできるよう指導・支援していきます。また、圏域のアレルゲン（スギ花粉等）に関する情報を収集し、関係機関に情報提供します。さらに、ダニやカビ等、室内アレルゲン対策に関する住民からの相談に対応します。

地域の医療機関は、患者や家族等が病状やニーズに合った適切な治療選択ができるよう、最新の知見を踏まえた情報を提供します。

### （2）アレルギー疾患患者を支援する生活環境づくり

保育所、幼稚園、学校、職場、高齢者施設等は、アレルギー疾患に配慮した受け入れ体制として、アレルギーに対応した食事提供や、アナフィラキシーショック症状が出た時に迅速な対応ができる等の体制整備に努めます。

保健所は、アレルギー教室や栄養管理講習会等の開催を通じて、関係者が利用者等からの相談やアレルギー症状発症時の対応が適切にできるよう支援します。また、乳幼児施設、学校等の給食施設に向けて、食物アレルギーの最新情報や優良な施設の対応事例等の情報を提供するとともに、必要な助言、指導を行います。さらに、食品製造施設等に対し、アレルギー物質の混入防止や適正なアレルギー表示に関する監視指導を行います。

【重点プラン】○アレルギーに関する普及啓発等の充実

【指 標】□アレルギー講習会等の充実

<sup>16</sup> アレルゲン：アレルギー症状を引き起こす原因となるもの。

## 第3章 健康危機管理体制の推進

### 第6節 生活衛生対策

#### 現 状

##### ■環境衛生施設の衛生確保

住民の日常生活に密接な関わりをもつ、理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館、興行場<sup>17</sup>やプール等、多数の人が利用する環境衛生施設は、その営業方法や設備の管理の良否が、住民や施設利用者の保健衛生上はもとより社会的にも極めて大きな影響を及ぼします。各施設の衛生確保のために、保健所では衛生監視指導を実施しています。

プールは、学校が設置しているほか身近なスポーツ施設として、子供や高齢者など幅広い年齢層が利用していますが、構造や設備点検の不備による排水口への吸込み事故の発生や水質管理の不備による感染症が危惧されています。また、ショッピングセンターなどの大規模なビルが西多摩圏域でも建設され、特定建築物<sup>18</sup>として監視指導の対象となっています。

旅館業の関係では、平成30年6月に施行された住宅宿泊事業法による民泊サービスが活用される動きを踏まえて、平成29年12月に旅館業法が改正され、無許可営業者等に対する規制の強化が図られました。

西多摩保健所管内の環境衛生施設数（平成29年度末現在）

業種	理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	旅館業	興行場	プール	特定建築物	温泉利用施設
施設数	291	520	171	58	157	20	121	71	56

※要綱による届出施設：コインオペレーションクリーニング（コインランドリー）48施設、コインシャワー2施設

##### ■レジオネラ症予防をはじめとした健康危機管理対策

レジオネラ症<sup>19</sup>は、レジオネラ属菌を原因とする日和見感染<sup>20</sup>で、重篤な肺炎などを発症します。レジオネラ属菌は、浴槽水やビル等の冷却塔などの人工環境で増殖しやすく、都内で、平成29年に年間150名を超える患者が発生しています。西多摩圏域は、観光地にある旅館等の施設や社会福祉施設が数多くあります。公衆浴場や旅館業の他に、免疫力が低下している高齢者等が利用する社会福祉施設においても浴槽や加湿器等の管理などレジオネラ症対策が重要です。

一般の住居環境では、ネズミやトコジラミ等による被害は増加傾向にあるほか、ホルムアルデヒド等に起因するシックハウスについても引き続き注意が必要です。平成26年に国内で約70年振りにデング熱の国内感染が発生していますが、最近ではマダニによる感染症の報告も増えており、感染症を媒介する昆虫等に関心が高まっています。

17 興行場：映画、演劇、音楽、スポーツ等を公衆に見せ、または聞かせる施設。

18 特定建築物：建物の延べ床面積が3,000㎡以上ある店舗、事務所、百貨店など11用途の多数人が使用する施設。

19 レジオネラ症：レジオネラ属菌によって起こる感染症で、国内では入浴施設等を発生源とした感染事例の報告がある。

20 日和見感染：通常は感染症を起こさない病原体が、免疫力が低下した人に感染し発症すること。

## ■ 飲用水の安全確保

西多摩圏域では、家庭や職場等で飲む水や生活用水を地下水や沢水に頼らざるを得ない地域や東京都水道局によらず水道事業を運営する自治体（羽村市・檜原村）があります。水源を取り巻く水環境は、開発等による有機溶剤、農薬などの化学物質や、野生動物の排泄物に含まれる微生物による汚染の危険性もあります。また、マンション等の小規模な貯水槽を有する施設では、設備の管理主体が不明確になってしまい適切な管理がされていない施設があります。

### 課題と今後の取組

#### （1）環境衛生施設の衛生確保と自主管理の推進

保健所は、環境衛生施設や特定建築物の衛生確保のために、立入検査・調査等を効率的・集中的に実施します。また、自主的管理体制を推進していくため、にしたま環境衛生協会の自治指導員<sup>21</sup>との協働により衛生管理講習会等を実施するなど、施設の衛生水準の向上を目指します。

市町村は、自らが設置する施設や学校のプール等について、関係法令や学校環境衛生基準等に基づき、施設や学校の衛生を確保します。

#### （2）レジオネラ症予防をはじめとした健康危機管理対策

保健所は、環境衛生施設に対してレジオネラ症をはじめとする感染症予防に重点をおいた監視指導を実施します。社会福祉施設に対して、衛生意識の啓発と自主管理の推進に向けた働きかけを行っていきます。また、デング熱等をはじめとする新たな健康危機管理の発生について、正しい知識の普及啓発の充実を図ります。

#### （3）飲用水の安全確保のための対策

保健所及び水道事業を実施する自治体（東京都・羽村市・檜原村）は、水源を取り巻く状況や水質の変化を継続的に的確に把握していきます。

水道事業を実施する自治体は、水源地の環境汚染対策を実施し、安全・安心な水質の水道水を安定して供給していきます。

未給水地区を抱える自治体（檜原村・奥多摩町）は、生活に必要な水の確保についての支援に努めます。

保健所は、飲用水にかかわる専用水道、貯水槽水道、地下水や沢水利用施設等について、各施設に応じたきめ細かい衛生管理の指導を実施します。また、水道事業を実施する自治体と連携し、衛生的な管理についての普及啓発等を通じて利用者の安全確保に努めていきます。

【重点プラン】 ○レジオネラ症予防対策の推進

【指 標】 □公衆浴場等におけるレジオネラ症予防対策の充実

<sup>21</sup> 自治指導員：各業種の会員から選出され、営業施設の衛生水準の向上のため、施設の巡回指導及び相談を実施している。

